

第 八 十 八 号 議 案

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

江戸川区保育所条例（昭和三十六年四月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十五条」を「第三十五条第三項」に改め、同条の表江戸川区葛西保育園の項及び江戸川区松島保育園の項を削る。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区葛西保育園及び江戸川区松島保育園を廃止するほか、規定を整備する必要がありますので、本案を提出いたします。